

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項又は第2項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学、専門職大学又は短期大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。</p> <p>第23条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、第37条第3項第7号の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 大学又は専門職大学を卒業した者</p> <p>(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3)～(10) } (略)</p> <p>2～4 } (中 略)</p> <p>第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学</p>	<p>第22条 } (同 左)</p> <p>2・3 } (同 左)</p> <p>4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位（大学、専門職大学又は短期大学の学生として修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。</p> <p>第23条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医学部及び薬学部が定める特別な課程を履修する医学部学生及び薬学部学生が、第37条第3項第7号の規定により、医学研究科及び薬学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。</p> <p>3～6 (同 左)</p> <p>第37条 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3)～(10) } (同 左)</p> <p>2～4 } (同 左)</p> <p>第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学</p>

改正前	改正後
<p>設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (略) (中 略)</p> <p>第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (略) (中 略)</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1 } (略) 別表第2 }</p>	<p>設置基準第31条第1項に定める科目等履修生又は同条第2項に定める特別の課程履修生(履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者である特別の課程を、履修した者に限る。)として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に<u>大学院又は専門職大学院</u>において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生又は同条第2項、<u>専門職大学院設置基準第13条の2第1項若しくは同基準第21条の2第1項に定める特別の課程履修生</u>として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p><u>第5章の2 特別の課程</u></p> <p><u>第66条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、総長が別に定める。</u></p> <p>別表第1 } (別 添) 別表第2 }</p> <p>附 則(令和5年達示第10号)</p> <p>1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和5年3月31日以前の薬学部の入学者については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60 (10)	260
法学部		330 (10)	1,340
経済学部	経済経営学科	240 (20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244
医学部	医学科	107	642
	人間健康科学科	100 [17]	451
	計	207 [17]	1,093
薬学部	薬科学科	65	260
	薬学科	15	90
	計	80	350
			365
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
	計	300	1,200
総計		2,823 [17] (40)	11,667 11,682

（備考） 入学定員の [] を付したものは2年次編入学定員で外数、（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	33	66	18	54	—	—	385
	思想文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	歴史文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	行動文化学専攻	18	36	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	9	18	5	15	—	—	
	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	10	20	—	—	—	—	
	計	110	220	55	165	—	—	
	教育学研究科	教育学環専攻	42	84	25	75	—	

法学研究科	法政理論専攻	21	42	24	72	—	—	114
経済学研究科	経済学専攻	70	140	25	75	—	—	231
	京都大学国際連携 グローバル経済・ 地域創造専攻 計	8 78	16 156	— 25	— 75	— —	— —	— —
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1, 134
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	48	144	—	—	—
	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—	—
	化学専攻	61	122	32	96	—	—	—
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	—
	計	318	636	166	498	—	—	—
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	166	664	1, 016
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	1, 006
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	—
	人間健康科学系専攻	70	140	25	<u>75</u> 65	—	—	—
	京都大学・マギル 大学ゲノム医学国際 連携専攻 計	— 90	— 180	— 52	— <u>156</u> 146	4 170	16 680	—
	薬学研究科	薬科学専攻	50	100	12	<u>46</u> 56	—	—
	薬学専攻	—	—	—	—	8	<u>46</u> 53	—
	創発医薬科学専攻	—	—	—	—	14	<u>28</u> 14	—
	医薬創成情報科学 専攻 計	— 50	— <u>100</u> 114	— 12	<u>7</u> 14 <u>53</u> 70	— 22	— <u>74</u> 67	—
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	116	17	51	—	—	1, 967
	都市社会工学専攻	57	114	17	51	—	—	—
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	—
	建築学専攻	75	150	22	66	—	—	—
	機械理工学専攻	59	118	16	48	—	—	—
	マイクロエンジニ アリング専攻	30	60	7	21	—	—	—
	航空宇宙工学専攻	24	48	7	21	—	—	—
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—	—
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—	—
	電気工学専攻	38	76	10	30	—	—	—
	電子工学専攻	35	70	10	30	—	—	—
	材料化学専攻	29	58	9	27	—	—	—
	物質エネルギー化 学専攻	39	78	11	33	—	—	—

	分子工学専攻	35	70	10	30	—	—	
	高分子化学専攻	46	92	15	45	—	—	
	合成・生物化学専攻	32	64	10	30	—	—	
	化学工学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	688	1,376	197	591	—	—	
農学研究科	農学専攻	33	66	8	24	—	—	876
	森林科学専攻	58	116	20	57	—	—	
			106		54			
	応用生命科学専攻	63	126	17	51	—	—	
	応用生物科学専攻	52	104	17	51	—	—	
	地域環境科学専攻	40	80	12	39	—	—	
			90		42			
	生物資源経済学専攻	24	48	8	24	—	—	
	食品生物科学専攻	33	66	8	24	—	—	
	計	303	606	90	270	—	—	
人間・環境 学研究科	人間・環境学専攻	164	164	68	68	—	—	532
	共生人間学専攻	—	69	—	56	—	—	
		69	138	28	84			
	共生文明学専攻	—	57	—	50	—	—	
		57	114	25	75			
	相関環境学専攻	—	38	—	30	—	—	
		38	76	15	45			
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー 科学研究科	エネルギー社会・ 環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科 学専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科 学専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科 学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・ア フリカ地域 研究研究科	東南アジア地域研 究専攻	—	—	—	—	10	50	150
	アフリカ地域研究 専攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研 究専攻	—	—	—	—	8	40	
	計	—	—	—	—	30	150	
情報学研究 科	情報学専攻	240	240	60	60	—	—	609
	知能情報学専攻	—	37	—	30	—	—	558
		37	74	15	45			
	社会情報学専攻	—	36	—	28	—	—	
		36	72	14	42			
	先端数理科学専攻	—	20	—	12	—	—	
		20	40	6	18			
	数理工学専攻	—	22	—	12	—	—	
		22	44	6	18			

	システム科学専攻	—	<u>32</u>	—	<u>16</u>	—	—	
		32	64	8	24	—	—	
	通信情報システム 専攻	—	<u>42</u>	—	<u>22</u>	—	—	
		42	84	11	33	—	—	
	計	<u>240</u>	<u>429</u>	60	180	—	—	
		180	378					
生命科学研 究科	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学 館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学 舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント 専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
経営管理教 育部	経営科学専攻	—	—	7	21	—	—	21
総計		<u>2,353</u>	<u>4,655</u>	869	<u>2,624</u>	242	<u>1,004</u>	<u>8,283</u>
		2,302	4,618		2,631		997	8,246

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）（略）